ご対象スタッフの皆様へ

令和８年 11 月吉日
株式会社日本ワークプレイス

年末調整のご提出について

先日、ご案内いたしました年末調整の書類をお送りいたします。
ご確認の程、宜しくお願い申し上げます。

11/20（金）までにご返送ください。※期限厳守

11/20(金)当日消印有効となりますので、ご注意ください。

返信用のクリアポケットに入れて、同封の返信用封筒でご返送ください。

※　期限を過ぎた場合のご依頼は受付出来ませんので、
ご自身で確定申告をしていただくことになります。予め、ご了承ください。

【同封されている書類】

〔1〕令和９年分　給与所得者の扶養控除等申告書
〔2〕令和８年分　給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼
給与取得者の特別親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書
〔3〕令和８年分　給与取得者の保険料控除申告書
〔4〕年末調整に必要な書類の提出用紙

【手続きに必要なもの】　※　提出書類と併せてご提出ください。

令和８年度分の控除証明書（原本）

・生命保険・住宅ローン（2 年目以降の方）・地震保険・確定拠出年金　等
・令和８年中に個人で国民年金・国民健康保険の過去分を支払った領収書
・令和８年源泉徴収票（令和８年１月以降に当社以外から給与支払いがある方のみ）

【記入方法について】

記入方法は当社 HP のスタッフさんページに掲載しております。下記の OR コードよりご確認下さい。

【ご注意】

2 か所以上から給与の支払いを受けている方・ふるさと納税や医療費控除がある方は、ご自身で確定申告をお願いいたします。ご不明な点は、お気軽にお問合せください。

【お問合せ先】窓口：業務部

本社：電話 03-6430-9001
山形支店：電話 023-652-0775
米沢支店：電話 0238-29-1185
月～木（月末を除く）　9：00～19：00　金・毎月末　9：00～17：30
※　受付時間外もしくは上記時間内でも担当者が不在の場合は、折り返しご連絡いたします。

ပင်မစာမျက်နှာ (Homepage) တွင် မြန်မာဘာသာဖြင့် ဖြည့်စွက်ပုံနမူနာကို ဖော်ပြထားပါသည်။

Temos um exemplo de preenchimento em português na nossa página inicial.

ホームページはこちら

R8(2026)年　年末調整の書き方

📌会社から届いた書類をご確認ください。

◆　年末調整書類(4 枚綴り)

記入が必要な書類	該当する方	必須添付書類 (申告書とあわせて提出してください)	ページ
扶養控除等申告書 (1 枚目)	全員	—	P3
基礎控除申告書 (2 枚目)	全員	—	P4
	令和 8 年中に前職の給与支給がある方	前職の源泉徴収票	
配偶者控除等申告書 (2 枚目)	配偶者がいる方	—	
特定親族特別控除申告書 (2 枚目)	特定親族がいる方	—	
保険料控除申告書 (3 枚目)	生命保険・医療保険・がん保険等に加入している方	生命保険料控除証明書	P6
	個人年金保険に加入している方		P7
	地震保険に加入している方	地震保険料控除証明書	P7
	令和 8 年中に国民年金保険料等を自分で支払った方	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書	P8
	iDeCo に加入している方	小規模企業共済等金払込証明書	P8

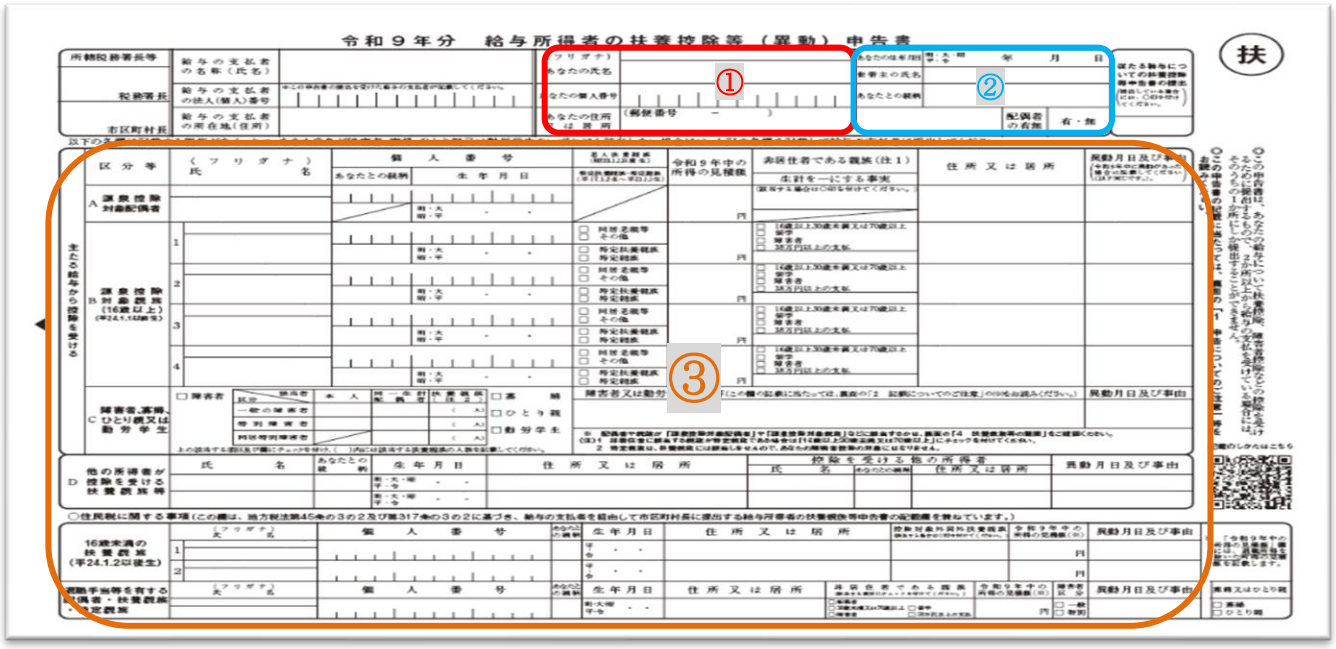
◆　住宅ローン控除について

記入・提出書類	添付書類
住宅借入金等特別控除申告書 ※税務署から交付されます	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ※金融機関から交付されます

※住宅ローンの借り入れ開始年(住宅ローン控除の適用初年度)は確定申告が必要です。
2 年目以降は年末調整で対応できます。

【記入について】

〔1〕令和９年分　給与所得者の扶養控除等申告書



※現在当社で登録してある情報を印字しております。
記載内容をご確認いただき、訂正がある場合は赤字で訂正してください。

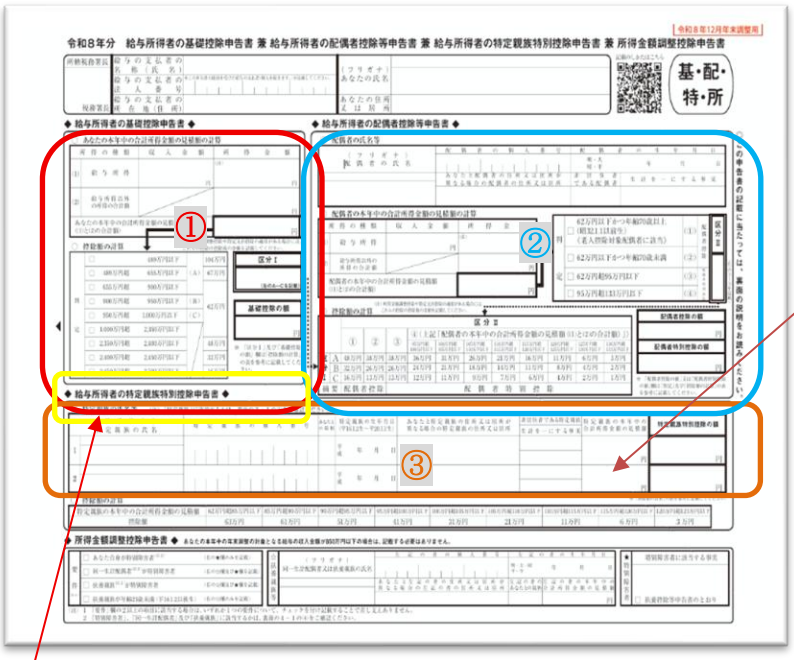
①「氏名」「住所」「生年月日」欄
印字に間違いがないかを確認してください。
※印字されている住所は住民登録地になります。

②「世帯主」「あなたとの続柄」欄
印字に間違いがないかを確認してください。空欄の場合は赤字で記入してください。

③扶養されている方に間違いがないかを確認してください。令和８年より、年収 136 万円以下(所得 62 万円以下)であれば源泉控除対象親族の対象となりました(配偶者は年収 169 万円以下(所得 95 万円以下))。対象の方がいる場合には、余白に赤字で正しい情報を記入してください。

19 歳以上 23 歳未満のお子さんについては年収 136 万円超～174 万円以下(所得 62 万円超～100 万以下)でも源泉控除対象親族となります。(4 ページ上部のフローをご確認ください。)

〔2〕令和８年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書





こちらに金額が記載されております。

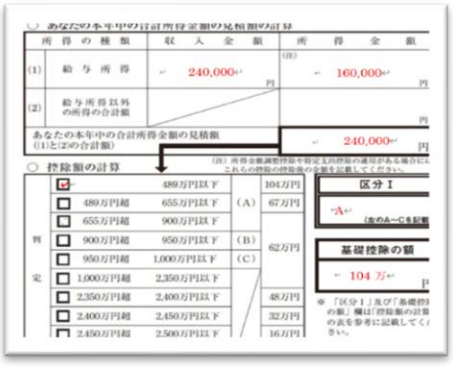
① まず年収を算出します。
控除額の計算の図の下に記載されております金額をご確認ください。
【あなたの給与収入】当年(R8.〇.〇印刷時点)：〇,〇〇〇,〇〇〇円
※こちらの金額は１月から 10 月までの支給額となる為、残り２カ月分を記載されている給与収入へ足して年収を計算します。



- **記載されている金額÷10 カ月＝平均**
- **平均×2＝2 か月分**
- **記載されている金額＋2 カ月分＝年収**

※例

- **記載金額：2,000,000**
- **2,000,000÷10＝200,000**
- **200,000×2＝400,000**
- **2,000,000＋400,000＝2,400,000**

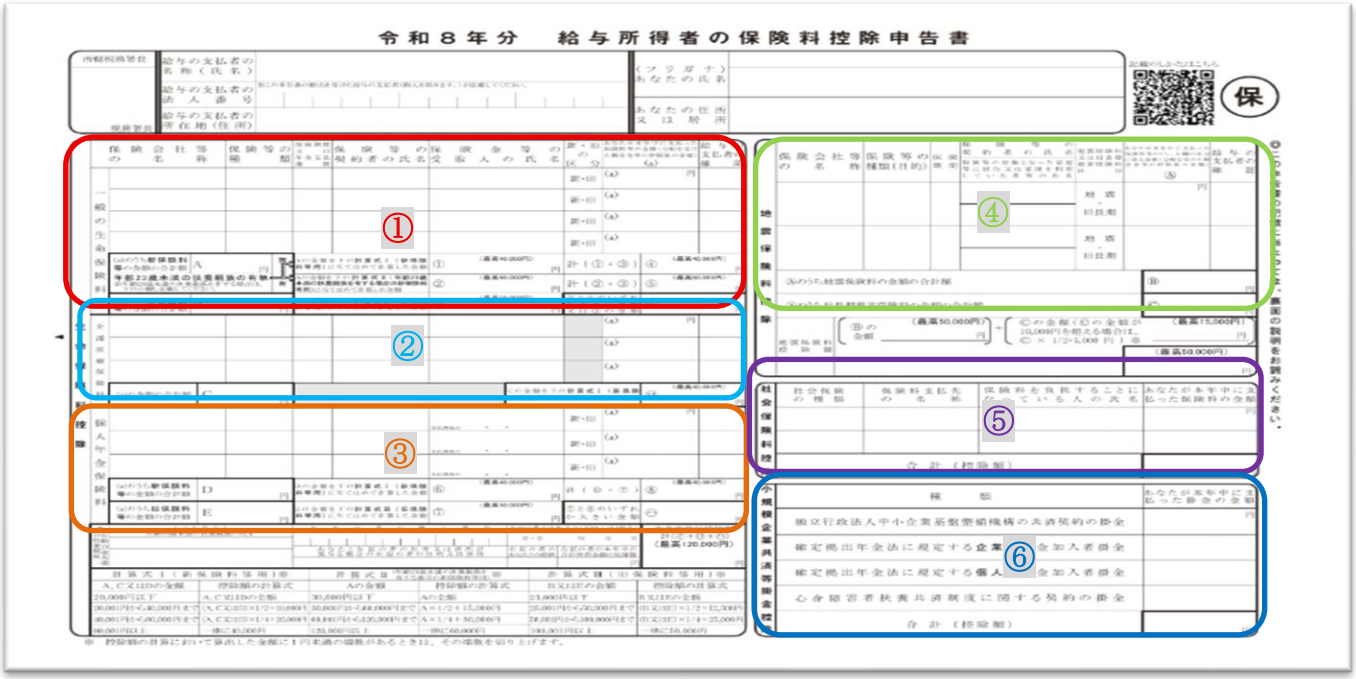


年末調整　給与所得金額計算ツール
こちらをご活用いただき、所得金額を出します。

※今年、前職で収入があった場合は記載金額に追加してください。
（令和８年１月以降に前職から給与の支払いがある方）

② 年収 2,070,000 円以下(所得 133 万円以下)の配偶者の方がいる場合、記入してください。
③ 特定親族に該当する方（19 歳以上 23 歳未満のお子様で年収が 136 万超 197 万以下の方）がいらっしゃる場合は上記のフローを確認の上、記入してください。

〔3〕令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書



※保険に加入されていない方は、空欄のままご返送ください。

令和８年度分の保険控除証明書をもとに記入してください。

※必ず控除証明書(原本)を同封してください。

※保険料は「証明額」ではなく「申告額」でご記入ください。

控除額の計算には以下のシュミレーターをご活用ください。
シュミレーターを利用しながら進めていただくことをおすすめします。

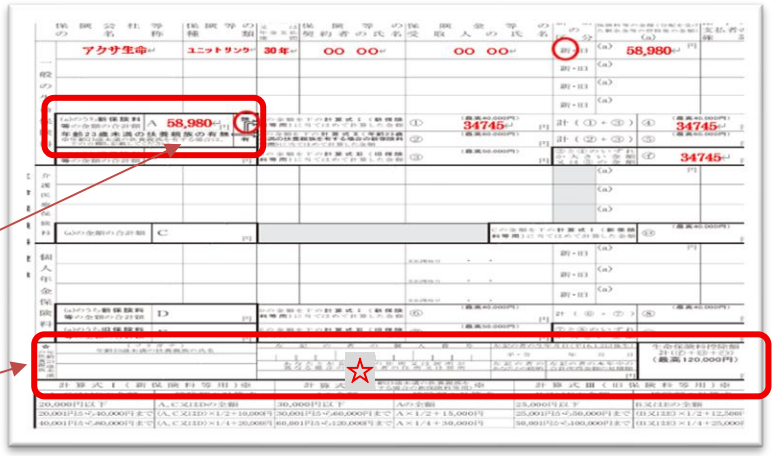
生命保険料控除制度計算シミュレーター ｜ 日本生命保険相互会社

地震保険料控除の自動計算 ｜ 東京税理士会計士事務所

①　一般の生命保険料



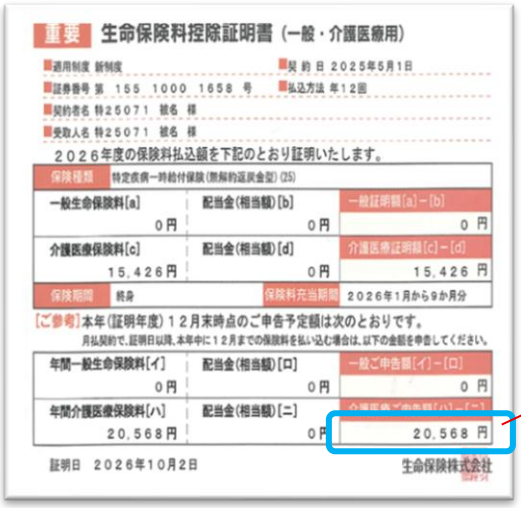


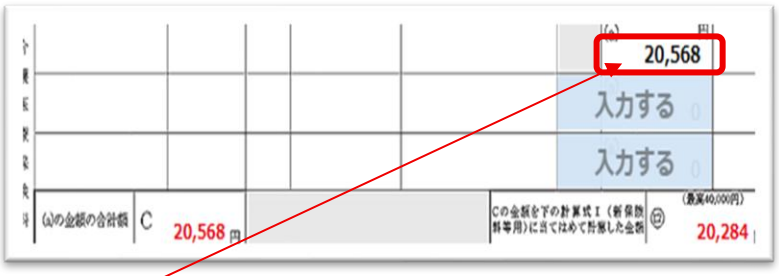


令和８年分から 23 歳未満の扶養親族の有無を記入する欄が追加されています。
該当する方は忘れずに記入してください。

「有」の場合は☆欄もご記入ください。

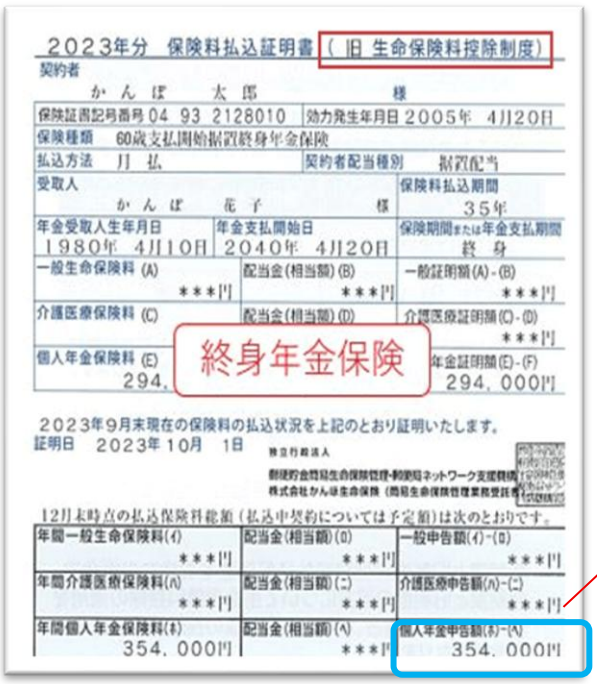
②　介護医療保険料

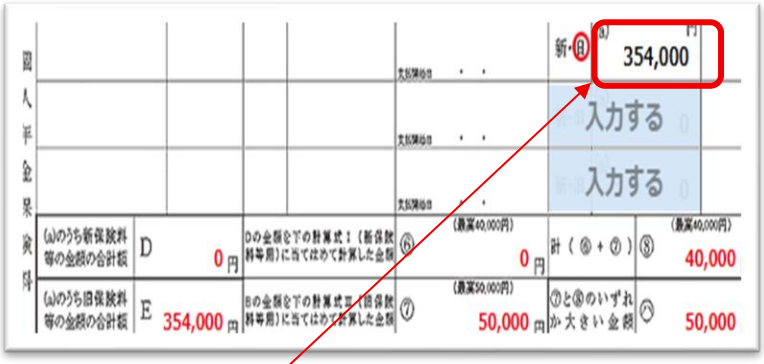


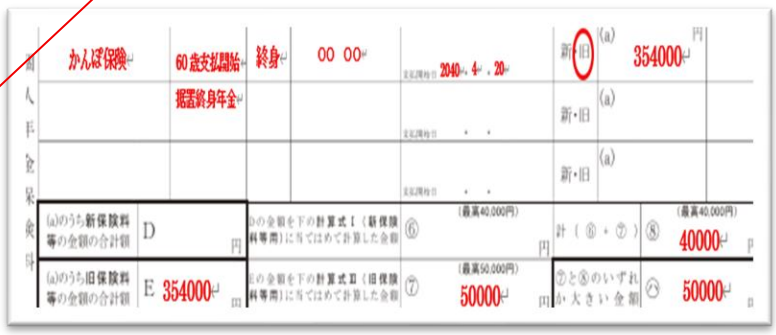




③ 個人年金保険料

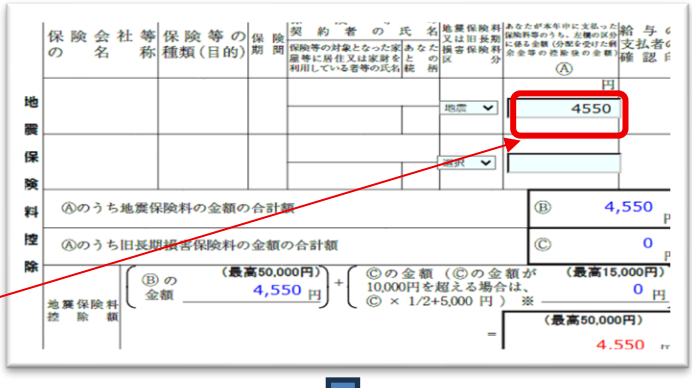






④ 地震保険料控除







⑤ 社会保険料控除



社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名　様
住　所

納付状況の内訳

年	月	納付対象月 1 2 3	4 5 6	7 8 9	10 11 12

平成29年中(1月1日から10月2日まで)に納付していただいた国民年金保険料　証明します。

証明日　平成29年10月3日
歳入徴収官　厚生労働省年金局事業管理課長　印

平成29年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	148,410円
（ご参考）		
②見込額	10月3日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	49,470円
③合計額	①納付済額＋②見込額（②見込額がある場合に表示）	197,880円

●「①納付済額」欄の証明額は、平成29年1月1日から10月2日までに納付された保険料額です。
●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
●以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。
・他の年金制度（厚生年金保険等）に加入されている場合
・平成30年3月または平成31年3月までの保険料を前納されている場合
・保険料の未納期間がある場合　など

●「済」は平成29年中に納付された月を、「見」は平成29年中に納付が見込まれる月を示しています。
●11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ
●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
●10月3日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。

xxxx xxxx xxx x

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
	国民年金保険料	日本年金機構	○○　○○	197,880
	合計（控除額）			197880

⑥ 小規模企業共済等掛金控除



料金後納郵便

〒105-8453

トウキヨウト
ミナトクトラノモン3-5-1
トラノモン37モリビル

チユウシヨウキギヨウ　タロウ　様

小規模企業共済掛金控除証明書

重要
親展

〒105-8453
東京都港区虎ノ門3-5-1
虎ノ門37森ビル
独立行政法人　中小企業基盤整備機構
共済振興室　050-5541-7171

小規模企業共済掛金控除証明書

令和5年1月から同年9月末日までのお払込み状況を下記のとおり証明します。
内容をご確認のうえ所得税法の申告をしてください。

氏名	チユウシヨウキギヨウ　タロウ
住所	〒105-8453　トウキヨウト　ミナトクトラノモン3-5-1トラノモン37モリビル

契約年月日	共済契約者番号 CD
令和　3年　3月　3日	1234567　89

掛金月額	お払込み方法	お払込み月
10,000円	毎月	月払い
お払込み済額(A)	お払込み予定額（10～12月）(B)	前納減額金お支払額(C)
90,000円	30,000円	0円
控除額 (A)+(B)−(C)		120,000円

備考　令和5年9月分まで払込済み（払込継続中）

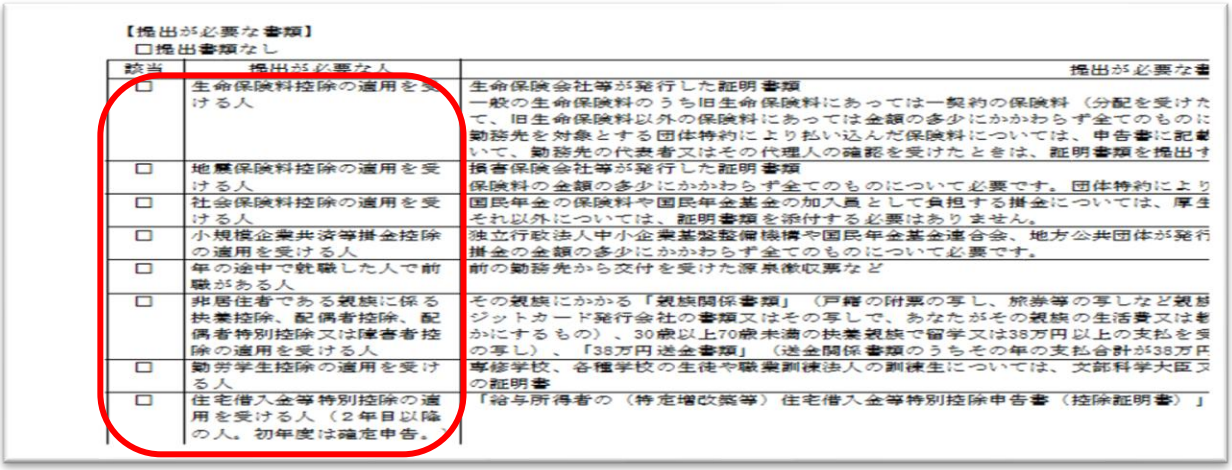
証明日　令和　5年　9月30日

【控除額の算定について】
1．証明年9月末時点での掛金払込済額、10月～12月の払込予定額、前納減額金および控除額を記載しております。
2．所定のご請求以外の払込（一括納付等）をされた方など一部の契約者様については、控除額等は記載されません。右に記載の払込済掛金総額の計算方法に基づき、控除額をご算定ください。

〒105-8453
東京都港区虎ノ門3-5-1　虎ノ門37森ビル
独立行政法人　中小企業基盤整備機構

小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	120,000
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
	合計（控除額）	120,000

〔4〕年末調整に必要な書類の提出用紙



【提出が必要な書類】
□提出書類なし

該当	提出が必要な人	提出が必要な書
□	生命保険料控除の適用を受ける人	生命保険会社等が発行した証明書類 一般の生命保険料のうち旧生命保険料にあっては一契約の保険料（分配を受けた て、旧生命保険料以外の保険料にあっては金額の多少にかかわらず全てのものに 勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ保険料については、申告書に記載 いて、勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けたときは、証明書類を提出す
□	地震保険料控除の適用を受ける人	損害保険会社等が発行した証明書類 保険料の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。団体特約により
□	社会保険料控除の適用を受ける人	国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金については、厚生 それ以外については、証明書類を添付する必要はありません。
□	小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける人	独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行 掛金の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。
□	年の途中で就職した人で前職がある人	前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票など
□	非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける人	その親族にかかる「親族関係書類」（戸籍の附票の写し、旅券等の写しなど親族 ジットカード発行会社の書類又はその写しで、あなたがその親族の生活費又は かにするもの）、30歳以上70歳未満の扶養親族で留学又は38万円以上の支払を受 の写し）、「38万円送金書類」（送金関係書類のうちその年の支払合計が38万円
□	勤労学生控除の適用を受ける人	専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又 の証明書
□	住宅借入金等特別控除の適用を受ける人（２年目以降の人。初年度は確定申告。）	「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書（控除証明書）」

提出書類(添付書類)がない方は「□提出書類なし」に✔をしてください。
提出書類(添付書類)がある方は、該当の項目に✔をしてください。

※提出書類(添付書類)は貼り付けしなくても大丈夫ですが、
紛失防止のためクリアポケットへ入れてください。

※記入漏れがないか今一度ご確認をお願いいたします。

⭐ ご記入ありがとうございました。
2026.11.20(金)までにポストに投函してください。